

資料 6

令和 6 年度
地下水 の 水質測定結果

令和 7 年 1 2 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

令和6年度は、概況調査として県内を概ね10km四方に区分したメッシュのうち、ローリング方式で選定した26メッシュの各1地点で測定したところ、1地点で砒素が環境基準を超過しました。

また、定点方式で選定した有害物質使用等工場・事業場周辺の30地点で測定したところ、環境基準を超過した地点はありませんでした。

要監視項目調査として、ローリング方式9地点、定点方式25地点で測定したところ、2地点でペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOS及びPFOA」という。）が、指針値（暫定）*を超過しました。

継続監視調査として過去にテトラクロロエチレンなどの有機塩素化合物や硝酸性窒素等が環境基準を超過した地点等の水質の推移を監視するため測定した、232地点（124地区）のうち、環境基準を超過したのは61地点（44地区）でした。引き続き水質の監視を継続します。

概況調査で環境基準又は指針値超過等があった13地区96地点について汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

*令和7年3月末時点（令和7年6月30日に「指針値（暫定）」から「指針値」へ見直し）

1 調査内容

(1) 調査期間

令和6年4月～令和7年3月

(2) 調査機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

表－1 調査機関別地下水の水質測定地点数
〈環境基準項目〉

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況 調査	ローリング方式	20	1	2	3	26
	定点方式	18	3	4	5	30
継続監視調査		187	30	15	0	232
汚染井戸周辺地区調査		91	0	1	0	92
合計		316	34	22	8	380

〈要監視項目〉

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況 調査	ローリング方式	4	0	2	3	9
	定点方式	25	0	0	0	25
継続監視調査		0	0	0	0	0
汚染井戸周辺地区調査		4	0	0	0	4
合計		33	0	2	3	38

※一部地点において、環境基準項目と要監視項目の両方の調査を実施。

(3) 調査種別測定地点及び測定項目

〈環境基準項目〉

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを5年程度の周期で調査を実施しており、令和6年度は26メッシュの26地点（8市10町4村）で調査を行いました。測定項目は、環境基準項目（表－2）の28項目です。

(イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺30地点（8市6町2村）で水質測定を行いました。測定項目は、環境基準項目の28項目から工場・事業場の有害物質使用状況等により選定しました。

イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点、又は環境基準以下で検出され継続監視が必要と判断された地点の経年的な水質を監視するために124地区232地点（12市18町7村）の調査を行いました。測定項目は、環境基準項目のうち汚染の認められた項目等です。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準以下で検出があった地点や、継続監視調査で新たに環境基準超過が判明した地点等の汚染範囲を確認するため、周辺地区の調査を実施しています。

また、継続監視調査で十分に検出値が低下した場合、調査の終了を検討するために周辺地区の調査を行うこととしています。

令和6年度は、11地区92地点（5市5町）で調査を行いました。

〈要監視項目〉

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

環境基準項目の調査をした26地点のうち9地点（2市3町1村）で要監視項目（表-3）の調査を行いました。

(イ) 定点方式

要監視項目のPFOS及びPFOAについて、排出源となり得る工場・事業場の周辺の25地点（6市5町1村）で調査を行いました。

イ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目と同様に、概況調査で新たに検出を確認した地点を対象に2地区4地点（1市1村）で調査を行いました。

地下水の水質調査の流れ

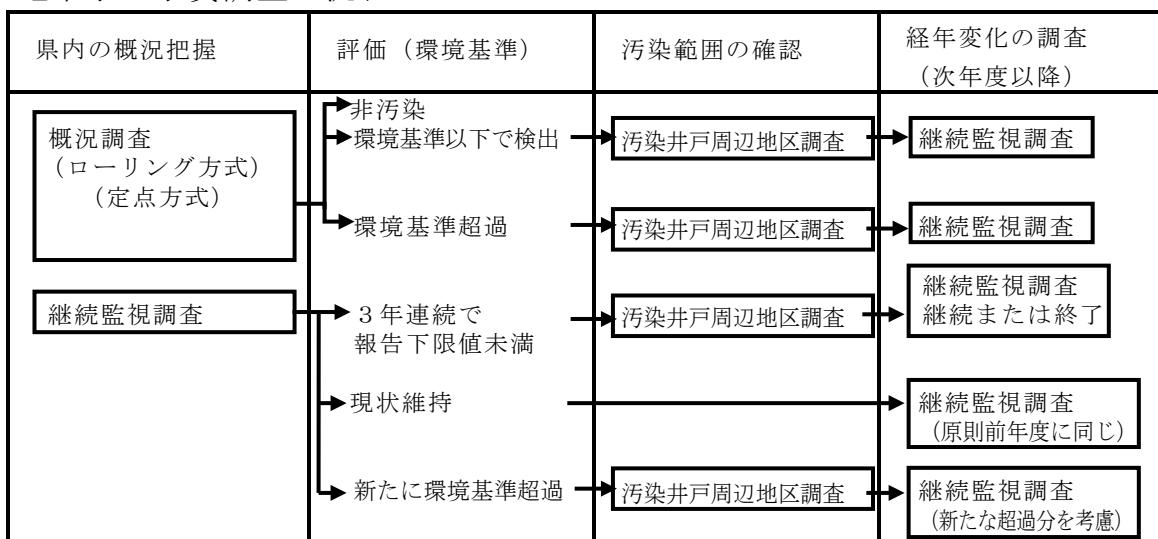


表-2 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、クロロエチレン、1,4-ジオキサン

表-3 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシン銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IPB)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
--

※ 要監視項目：(項目及び指針値については、資料5「要監視項目に係る指針値」参照)

「人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、環境庁(現環境省)が平成5年3月に設定したもの。

2 調査結果の概要

調査結果の概要を表－4に示します。

表－4 調査結果の概要

〈環境基準項目〉

調査の種類		環境基準超過項目	単位	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲	環境基準
概況 調査	ローリング方式	砒素	mg/L	1/26	0.015	0.01
	定点方式	(基準超過なし)		0/30	-	-
		計(実地点数) *		1/56	-	-
継続監視調査	カドミウム		mg/L	1/2	0.01	0.003
	鉛			1/8	0.011	0.01
	砒素			7/16	0.013～0.11	0.01
	総水銀			1/4	0.0016	0.0005
	1, 2-ジクロロエタン			1/116	0.0078	0.004
	1, 2-ジクロロエチレン			9/128	0.042～0.27	0.04
	1, 1, 2-トリクロロエタン			2/118	0.011～ 0.018	0.006
	トリクロロエチレン			10/138	0.016～0.26	0.01
	テトラクロロエチレン			14/134	0.016～0.9	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			6/30	11～23	10
	ふつ素			13/57	0.89～7.8	0.8
	ほう素			1/10	3.3	1
	クロロエチレン			6/93	0.0037～0. 13	0.002
	計(実地点数) *			61/232	-	-
汚染井戸周辺地区調査	六価クロム		mg/L	1/23	0.07～0.25	0.02
	1, 2-ジクロロエチレン			2/37	0.056～ 0.075	0.04
	トリクロロエチレン			5/37	0.027～ 0.099	0.01
	テトラクロロエチレン			5/37	0.08～0.82	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			2/29	13～18	10
	計(実地点数) *			10/92	-	-

*調査地点数は、項目間で重複があるため項目毎の地点を合計した数字とは一致しません。

〈要監視項目〉

調査の種類	指針値※超過項目	単位	指針※超過地点数／測定地点数	超過範囲	指針値※
概況 調査	ローリング方式	mg/L	0/9	-	-
	定点方式		2/25	0.000072～ 0.000078	0.00005
	計（実地点数）		2/34	-	-
継続監視調査	(測定なし)	-	-	-	-
	計（実地点数）	-	-	-	-
汚染井戸周辺地 区調査	(指針値超過なし)	mg/L	0/4	-	-
	計（実地点数）	-	0/4	-	-

※PFOS及びPFOAの指針値は暫定（令和7年度3月末時点）

〈環境基準項目〉

(1) 概況調査

ア ローリング方式

26地点のうち1地点で砒素が環境基準を超過しました。

イ 定点方式

30地点で調査を実施し、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

232地点（124地区）のうち61地点（44地区）で環境基準を超過しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

92地点（11地区）のうち10地点（6地区）で環境基準を超過しました。

〈要監視項目〉

(1) 概況調査

ア ローリング方式

9地点で調査を実施し、指針値等を超過した地点はありませんでした。

イ 定点方式

25地点のうち2地点でPFOS及びPFOAが指針値（暫定）を超過しました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

4地点（2地区）で調査を実施し、指針値等の超過はありませんでした。

汚染井戸周辺地区調査結果の詳細は、表－5のとおりです。

表－5 汚染井戸周辺地区調査

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準等超過地点数	測定項目
田村市船引町 船引地区	事業者が使用するA井戸において 自主的に水質検査を実施したところ、 六価クロムが環境基準を超過して 検出されたことを確認しました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他 に六価クロムが環境基準を超えた井 戸は確認されなかったため、令和7 年度以降は、A井戸で継続監視調査 を実施します。	23	1	六価クロム
二本松市下川 崎地区	継続監視調査の対象井戸が3年以 上連續で環境基準値以下となり、継 続調査の終了を検討するため周辺井 戸の調査を実施したところ、全ての 井戸で環境基準値以下となりま した。 このため、当該地区での継続監視 調査を終了します。	15	0	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浪江町立野地 区	継続監視調査の対象井戸が3年以 上連續で報告下限値未満となり、継 続調査の終了を検討するため周辺井 戸の調査を実施したところ、全ての 井戸で報告下限値未満となりま した。 このため、当該地区での継続監視 調査を終了します。	2	0	鉛
広野町折木周 辺地区	継続監視調査の対象井戸が3年以 上連續で報告下限値未満となり、継 続調査の終了を検討するため周辺井 戸の調査を実施したところ、報告下 限値未満となりました。 このため、当該地区での継続監視 調査を終了します。	1	0	鉛
新地町駒ヶ嶺 地区	事業者が管理する敷地境界井戸に おいて、クロロエチレン、1,2-ジク ロロエチレン、トリクロロエチレンの 環境基準超過が確認されました。 汚染井戸周辺地区調査の結果、他 にクロロエチレン、1,2-ジクロロエ チレン、トリクロロエチレンが検出 した井戸は確認されませんでした。	7	0	ジクロロメタン、 四塩化炭素、 クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタ ン、 1,1,2-トリクロロエタ ン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準等超過地点数	測定項目
須賀川市小作田周辺地区	<p>令和6年度の継続監視調査で、B井戸から新たに1,2-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが初めて環境基準を超過して検出されました。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、他に1,2-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが環境基準を超えた井戸は確認されなかつたため、令和7年度以降はB井戸について継続監視調査を実施します。</p>	12	1	クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン
伊達市梁川地区	<p>令和6年度の概況調査(定点方式)で、C井戸から指針値(暫定)(50ng/L)以下でPFOS及びPFOAが検出されました。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、PFOS及びPFOAが指針値(暫定)を超えた井戸は確認されなかつたため、令和7年度以降はC井戸の継続監視調査を実施します。</p>	3	0	PFOS及びPFOA
矢祭町宝坂地区	<p>継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で環境基準値以下となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、全ての井戸で環境基準値以下となりました。</p> <p>このため、当該地区での継続監視調査を終了します。</p>	8	0	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
須賀川市滑川十貫内周辺地区	<p>継続監視調査の対象井戸が3年以上連続で環境基準値以下となり、継続調査の終了を検討するため周辺井戸の調査を実施したところ、2つの井戸で環境基準値超過が確認されました。</p> <p>このため、令和7年度以降は環境基準を超過した井戸を対象として、引き続き継続監視調査を実施します。</p>	郡山市		
		1	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	須賀川市			
		5	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準等超過地点数	測定項目
本宮市糠沢Ⅰ地区	<p>継続監視調査の対象井戸（4井戸）のうち、3つの井戸は3年以上連続で報告下限値未満、残り1つの井戸の検出値は上昇傾向であり、調査対象地区の濃度変化を確認するため、汚染井戸周辺地区調査を8地点で実施しました。</p> <p>その結果、5地点で報告下限値以上の検出を確認し、うち1地点で1, 2-ジクロロエチレン、2地点でトリクロロエチレン、3地点でテトラクロロエチレンの環境基準超過を確認しました。</p> <p>このため、令和7年度はこれまでの継続監視調査で上昇傾向を確認している1地点と、汚染井戸周辺地区調査で報告下限値以上の検出があった5地点の計6地点で継続監視調査を実施します。</p>	8	3	クロロエチレン、 1, 2-ジクロロエタン、 1, 1-ジクロロエチレン、 1, 2-ジクロロエチレン、 1, 1, 1-トリクロロエタン、 1, 1, 2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン
飯館村小宮地区	<p>令和6年度の概況調査(定点方式)で、D井戸及びE井戸から指針値(暫定)(50ng/L)を超えるPFOS及びPFOAが検出され、F井戸及びG井戸から指針値(暫定)(50ng/L)以下の値でPFOS及びPFOAが検出されました。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、他にPFOS及びPFOAが指針値(暫定)を超えた井戸は確認されなかったため、令和7年度以降はこの4つの井戸の継続監視調査を実施します。</p>	1	0	PFOS及びPFOA
須賀川市横山地区	<p>令和6年度の継続監視調査において、H井戸、I井戸、J井戸で初めて1, 4-ジオキサンが検出(環境基準以下)されました。</p> <p>なお、3つの井戸のうち2地点ではトリクロロエチレンが環境基準を超過して検出されています。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、他に1, 4-ジオキサンが検出された井戸は確認されなかったため、令和7年度以降はH井戸、I井戸、J井戸で1, 4-ジオキサンを含めた継続監視調査を実施します。</p>	6	2	ジクロロメタン、 四塩化炭素、 クロロエチレン、 1, 2-ジクロロエタン、 1, 1-ジクロロエチレン、 1, 2-ジクロロエチレン、 1, 1, 1-トリクロロエタン、 1, 1, 2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 1, 4-ジオキサン

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準等超過地点数	測定項目
須賀川市南上 町周辺地区	<p>令和6年度の継続監視調査において、I井戸で初めて1,4-ジオキサンが環境基準値以下で検出されました。</p> <p>なお、同井戸ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されています。</p> <p>汚染井戸周辺地区調査の結果、他に1,4-ジオキサンが検出された井戸は確認されなかったため、令和7年度以降はI井戸を含む2の井戸で1,4-ジオキサンを含めた継続監視調査を実施します。</p>	4	1	クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 1,4-ジオキサン

参考 令和6年度地下水測定結果 基準超過状況〈環境基準項目〉

項目	概況調査						継続監視調査						汚染井戸周辺地区調査						合計		
	ローリング方式			定点方式			超過率			超過率			超過率			超過率			超過率		
	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)	地点数	超過地点数	超過率(%)
カドミウム	26	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0	-	-	-	30	1	3.3	0.003					
全ジアン	26	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	36	0	0.0						
鉛	26	0	0.0	10	0	0.0	1	1	100.0	3	0	0.0	40	1	2.5	0.01					
六価クロム	26	0	0.0	10	0	0.0	2	0	0.0	23	1	4.3	61	1	1.6	0.02					
砒素	26	1	3.8	7	0	0.0	7	7	100.0	-	-	-	40	8	20.0	0.01					
総水銀	26	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0	-	-	-	30	1	3.3	0.0005					
アルキル水銀	2	0	0.0	1	0	-	1	0	0.0	-	-	-	4	0	0.0						
P.C.B.	26	0	0.0	-	-	1	0	0	0.0	-	-	-	27	0	0.0						
ジクロロメタン	26	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	13	0	0.0	55	0	0.0						
四塩化炭素	26	0	0.0	7	0	0.0	3	0	0.0	13	0	0.0	49	0	0.0						
1,2-ジクロロエタン	26	0	0.0	11	0	0.0	33	1	3.0	37	0	0.0	107	1	0.9	0.004					
1,1-ジクロロエレン	26	0	0.0	12	0	0.0	34	0	0.0	37	0	0.0	109	0	0.0	0.1					
1,2-ジクロロエチレン	26	0	0.0	13	0	0.0	34	9	26.5	37	2	5.4	110	11	10.0	0.04					
1,1,1-トリクロロエタン	26	0	0.0	13	0	0.0	34	0	0.0	37	0	0.0	110	0	0.0	1					
1,1,2-トリクロロエタン	26	0	0.0	12	0	0.0	33	2	6.1	37	0	0.0	108	2	1.9	0.006					
トリクロロエチレン	26	0	0.0	14	0	0.0	34	10	29.4	37	5	13.5	111	15	13.5	0.01					
テトラクロロエチレン	26	0	0.0	15	0	0.0	34	14	41.2	37	5	13.5	112	19	17.0	0.01					
1,3-ジクロロプロペン	26	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	28	0	0.0	0.002					
チカラム	26	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.006					
シマジン	26	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.003					
チオベンカルブ	26	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.02					
ベンゼン	26	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0.0	-	-	30	0	0.0	0.01					
セレン	26	0	0.0	4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	30	0	0.0	0.01					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	26	0	0.0	11	0	0.0	6	6	100.0	29	2	6.9	72	8	11.1	10					
ふつ素	26	0	0.0	12	0	0.0	19	13	68.4	-	-	-	57	13	22.8	0.8					
ほう素	26	0	0.0	17	0	0.0	2	1	50.0	-	-	-	45	1	2.2	1					
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	26	0	0.0	10	0	0.0	26	6	23.1	37	0	0.0	99	6	6.1	0.002					
1,4-ジオキサン	26	0	0.0	2	0	0.0	4	0	0.0	18	0	0.0	50	0	0.0	0.05					
実地点数	26	1	3.8	30	0	0.0	232	61	26.3	92	10	10.9	380	72	18.9	-					

参考 令和6年度地下水測定結果 指針値等超過状況〈要監視項目〉

項目	概況調査						継続監視調査						汚染井戸周辺地区調査						合計							
	ローリング方式			定点方式			地點数			超過率 (%)			地點数			超過率 (%)			地點数			超過率 (%)			指針値等 (mg/L以下)	
	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)	地點数	超過	超過率 (%)		
クロロホルム	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.06			
1, 2-ジクロロプロパン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.06			
ジクロロベンゼン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.2			
イソキサチオノン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.008			
ダイアジノン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.005			
フェニトロチオノン (MEP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.003			
イソプロチオラン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.04			
オキシン鋼 (有機銅)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.04			
クロタロニル (TPN)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.05			
プロピザミド	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.008			
E.P.N.	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.006			
ジクロルボス (DDVP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.008			
フェノカルブ (BPMC)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.03			
イプロベンホス (IBP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.008			
クロルニトロフェン (CNP)	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	-			
トルエン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.6			
キシレン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.4			
フル酸ジエチルヘキシル	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.06			
ニッケル	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	-			
モリブデン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.07			
アンチモン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.02			
エピクロヒドリン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.0004			
金マンガン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.2			
ワラン	7	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	0.002			
PFOS及びPFOA	9	0	0.0	25	2	8.0	-	-	-	4	0	0.0	38	2	5.3	-	38	2	5.3	-	-	-	-	-		
実地点数	9	0	0.0	25	2	8.0	-	-	-	4	0	0.0	38	2	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

